

## 平成30年度第2回佐倉市環境審議会（公開）

### 会議概要

日 時	平成30年12月14日（金）午前10時00分～11時30分	
会 場	佐倉市役所 1号館3階会議室	
出席委員（10名）		
	川村 健	委員（公募市民）
	楠 芳明	委員（公募市民）
	久保山 肇	委員（公募市民）
	滝口 武志	委員（公募市民）
	瀧 和夫	委員（千葉工業大学 名誉教授）
	中村 圭三	委員（敬愛大学 名誉教授）
	原 慶太郎	委員（東京情報大学総合情報学部 教授）
	本橋 敬之助	委員（（公財）印旛沼環境基金 上席研究員）
	金子 恒子	委員（佐倉商工会議所 常議員）
	齊藤 芳江	委員（千葉みらい農業協同組合 佐倉地区女性部 代表）
欠席委員（2名）		
	中臺 信夫	委員（佐倉市校長会 会長）
	高山 順子	委員（千葉県立中央博物館 主任上席研究員）
事務局	環境部	井坂部長
	生活環境課	向後課長 布施副主幹 増田主査補 関根主査補
書記	生活環境課	関根主査補
傍聴人	なし	

#### 会議次第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 諒問
4. 議事

- (1) 「佐倉市環境保全条例施行規則」に定める悪臭に係る規制基準の改正について
- (2) 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」に定める規制基準の改正について
- (3) 答申について
- (4) その他

## 5. 閉　　会

### 会議内容

#### 1 開　　会

事務局（生活環境課長）により開会

#### 2 市長挨拶

##### 【蕨　市長】

市長の蕨和雄でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より佐倉市の環境施策に対しましてご指導を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて本日、皆様方にご審議していただきたい議題は「悪臭に係る規制基準の改正について」でございます。

最近の悪臭問題につきましては、市民生活から事業活動まで、様々な活動に伴い発生しており、その原因物質も、複数の物質が混合するなど、複雑化、多様化しております。

一方、悪臭に係る規制基準は、感覚的な表現、あるいは、工場等で使用される特定の物質のみを対象とした基準にとどまっており、これら複雑化した問題を解決するためには、明確な数値指標の設定、更には複合した悪臭にも対応できる規制基準の設定が必要であると判断し、本日、2つの基準について諮問させていただいた次第でございます。

悪臭問題は、全ての市民に関わる問題であり、良好な生活環境を維持、保全していくうえで重要な事項と捉えておりますことから、委員の皆様には、様々な観点からご意見を頂戴できればと考えております。

ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、佐倉市は今後も、安全で快適なまちづくりを進め、選ばれるまちを目指しておりますことから、委員の皆様方には、引き続き、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

#### 3 諮問

市長による諮問

- (1) 「佐倉市環境保全条例施行規則」に定める悪臭に係る規制基準の改正について

(2)「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」に定める規制基準の改正について

#### 4 議事

【事務局】（生活環境課長）

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例（第6条第1項）で「会長が会議の議長となる」と規定されておりますので、本橋会長にお願いいたします。

【議長】（会長）

議事に入る前に、事務局に伺います。

本日の諮問については、本日中の答申を求めるものでしょうか。

【事務局】（生活環境課長）

事務的な観点から申しますと、当審議会からの答申を頂戴したのち、パブリックコメントの実施など、概ね1か月程度必要となります。

このことから、遅くとも2月末までに、ご答申いただければ、事務手続き的には問題ございません。

従いまして、答申をいただく時期としては、一つは、本日、委員の皆様のご意見が整うようであれば、本日中に答申、2つ目は、再度審議する必要があるとするならば、来年2月までに第3回の審議会を開催し、そこで答申を頂きたいと、思います。

【議長】（会長）

ただいま事務局から答申の時期についての意見がございましたが、私、会長といたしましては、事務局の考え方とおり、委員皆様の意見が整うならば本日中、また、皆様の意見が整わなかったら、次回の審議会において、審議を再開し、その結果を持って答申することにしたいと思います。

それでは、議事を進行いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

最初に議事（1）、「『佐倉市環境保全条例施行規則』に定める悪臭に係る規制基準の見直し」について事務局から説明をしていただきます。

（1）「佐倉市環境保全条例施行規則」に定める悪臭に係る規制基準の改正について

## 【生活環境課】

佐倉市における悪臭規制の現状と議題1について説明いたします。

はじめに、佐倉市における現在の悪臭規制の現状からご説明いたします。

現在佐倉市では、悪臭防止法と佐倉市環境保全条例に基づき、悪臭規制を行っております。

このうち悪臭防止法でございますが、佐倉市では住居地域や商業地域、工業地域など、都市計画法で定める市街化区域全域にございます、全ての工場・事業場を対象に規制を行っております。

また悪臭防止法では、「地方公共団体が悪臭原因物の排出に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない」とされております。

このため佐倉市では、法律の対象外となっております市街化調整区域のうち、かつて千葉県が準則として示した施設や作業を、佐倉市環境保全条例に基づき規制を行っております。また、本年4月から改正・施行された佐倉市残土条例におきまして、市内全域で盛土等を行う場合は市環境保全条例の規制基準を遵守するよう、規定しております。

現在、市環境保全条例における悪臭の規制基準は、事前にお配りいたしましたA3横長の資料1枚目左側「改正前」の佐倉市環境保全条例施行規則第22条及び別表第8の四角で囲われたとおり「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」となっております。

市環境保全条例における悪臭規制の課題でございますが、規制基準が感覚的な表現となっております。

このため、今後、法律が適用されない市街化調整区域において、開発行為など、相手方との事前協議や、事業者への行政処分を行うに際し、現在の感覚的な基準を客観的な数値による評価が必要となってきております。

課題の解決でございますが、環境省では、悪臭防止法において、住民の感覚と合致するとされる、人の嗅覚を用いた「臭気指数」による方法でも悪臭規制が行えるよう、関係法令の改正を行いました。

また環境省では、平成13年に「臭気指数規制ガイドライン」、翌14年には「臭気対策行政ガイドブック」を制定し、これらの概要となります。本日お配りいたしました「悪臭防止法に定める臭気指数制度導入のすすめ」の最終頁にございますとおり、各自治体に対しまして、悪臭規制については、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい臭気指数による規制へ切り替え、導入するよう促進しております。

このため、現在の佐倉市環境保全条例に定める悪臭に係る規制基準につい

では「臭気指数」による規制とし、その基準値は、本日お配りいたしました資料（3）の千葉県が調査・研究・検討し、また資料（4）にもございますとおり現在県内で先行して臭気指数規制を導入しております県内8市の基準値を参考に、市条例の基準を改正したく、今回、改正の諮問を行った次第でございます。

なお、改正に関する事務手続きでございますが、審議会からの答申をいただいたのちにパブリックコメントを経て、平成31年4月1日からの施行を考えております。

人の嗅覚を用いて、住民の感覚と合致する「臭気指数」と申し上げましたが、実際には悪臭の空気又は水に、活性炭をとおした無臭の空気又は水で希釈した場合、何倍希釈したら区別がつかなくなるか、というものです。

実際の測定方法でございますが6人のパネラーの方に3つの袋を用意し、そのうち一つだけパネラーに分からないように希釈した臭いを入れた袋を調製し、3つの袋の中からパネラーに判定していただきます。そこで一定の正答率が得られたら、更に希釈したものを作成し、再度判定し、一定の正答率を下回った場合に、その希釈倍率となる臭気濃度を算出し、臭気指数を算定します。

実際の計算式は、お配りしております資料（1）にございますとおり、10倍に希釈して臭わなくなった場合は臭気指数10、100倍に希釈して臭わなくなった場合は臭気指数20、1000倍に希釈して臭わなくなった場合は臭気指数30となります。

議題1について、まとめますと

現在の市条例では、客観的な表現となっております悪臭に関する規制基準を、平成13年・14年に国が制定したガイドライン・ガイドブックに基づき、人の嗅覚を用いた「臭気指数」による規制とし、その基準値は県内で既に先行して導入している8市の値を参考に改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

以上でございます。

### 【議長】（会長）

ただいま事務局から報告、説明がありましたが、質問等がございましたら挙手してお願ひいたします。

### 【委員】

悪臭についての苦情は年間どの位あるのでしょうか。

【生活環境課】

平成29年度は16件。28年度は18件。27年度は10件ございました。野焼きにつきましては、大気汚染への苦情としてカウントしておりますのでこの数字の中には入っておりません。

【委員】

件数というのはどのようにカウントしているのですか。

【生活環境課】

同じ場所で発生したものについては、複数の方から申し出があったとしても1件としてカウントしております。

【委員】

苦情というのは継続しているのでしょうか。

【生活環境課】

発生源の状況により千差万別でございます。

【委員】

悪臭の原因は色々あると思いますが、市民が一番心配しているのは再生土の埋め立てによる悪臭なのでしょうか。

【生活環境課】

国の報告によりますと悪臭物質というのは、40万種あると言われておりますので個別の物質という訳ではございません。再生土以外にも浄化槽の悪臭についての苦情などもございます。

【委員】

悪臭の原因が色々あるなかで再生土の埋め立てをクローズアップしたのは、何か理由があるのですか。

【生活環境課】

再生土の埋め立て以外にも産業廃棄物の処理施設その他悪臭の苦情がありますので、特段再生土が問題で改正しなければいけないという訳ではございま

せん。

**【事務局】生活環境課長**

補足させていただきます。今回規制対象となりますのは、市民、事業者全ての活動が対象となります。例えば隣家の換気扇から出てくる調理の匂いや最近の事例であれば、香料の強い洗剤が販売されており、それを使い過ぎた時に香りが強すぎるといった苦情もあります。そういう事案までを今回の改正で規制をするのは難しいですが、この様に様々な原因の一つとして再生土の埋め立てを掲載させていただいたものであります。

**【委員】**

先ほど出ましたクレームは、解決したのでしょうか。

**【生活環境課】**

昨年度のクレームで申し上げますと、原因を突き止められなかつたケースを除き、堆肥を積んだままにしてあつたというような軽微なケースのものは解決しておりますが、産業廃棄物の処理施設につきましては、対応はしていただきましたが、現在も操業しておりますので現在も監視中です。

**【委員】**

臭気指数の測定というのは、現場で直ぐにできるものなのですか。どの様なものですか。

**【生活環境課】**

現場に行きました無臭の真空瓶に悪臭現場の空気を入れます。それを持ち帰り、6人のパネラーにその匂いを10倍に薄めたものを1つ、2つは無臭の計3つを嗅いでもらい、その正答率をもって臭気指数を算出しますので、現場で直ぐに分かるというものではありません。

**【事務局】生活環境課長**

匂いが判別できなくなるまで匂いの濃度を薄めていき、ある一定人数が認知できなくなった段階がその匂いの値とし後は計算式により算定するもので、現場で直ぐに分かるというものではありません。従前は「著しく不快を感じる」という表現を使っておりましたが、指導をするのに難しい面がありましたので、過去においては、環境モニターさんに嗅いでいただき市役所内でこういった試験をおこなっていた時期もございましたが、現在は機器がございま

せんので、今後は環境測定機関に依頼をして数値を出すことになります。

**【委員】**

最終的には、人間が判断するということですね。

**【生活環境課】**

複数の人間の正答率で判断します。

**【委員】**

例えば工場で自身で悪臭が発生していると感じ自分で測定しようとした時に市役所に報告するのか、自分で検査機関に依頼するのか、苦情がなければそれきりということなのでしょうか。

**【生活環境課】**

工場も企業イメージがありますので、大企業では扱う物質について、その製品データー安全シートに基づき自主的に環境コンサルなどに委託し調査をおこなう業者もあるかと思います。中小の企業から相談があった場合は、可能な限り助言、他市事例や国の研究結果などを提供することを従前からおこなっています。

**【委員】**

私の意見ですが、制度的に自分で処理できるような義務付けが必要な気がします。

**【事務局】生活環境課長**

環境全般の話になりますが、進出してくる企業と紳士協定ではありますが環境保全協定を締結しております。水質、大気その他業態により環境に与える環境負荷を見極め、法律で定めている基準よりも厳しい基準で協定を締結いたしまして、守っていただき、分析をして年1回報告をしていただくものです。その中で悪臭が発生するような状況であれば項目の中に入れ込み臭気指数の測定をお願いすることも可能かと思います。

**【議長】（会長）**

特定の悪臭物質については、ある程度臭気指数で数値として規制できますが、匂いというのは個々の好き嫌いの問題もあります。それを考えると従来の「周辺の人々の多数が著しく不快と感ずると認められる程度」という文言もある程

度必要ではないかと思いますが、この文言はなくなってしまうのですか。例えば香水や焼き鳥の匂いなどがあると思います。

#### 【生活環境課】

事前に配布しました資料2枚目右側改正後第22条をご覧ください。この中に「多数の人々が著しく不快を感じると認める悪臭であって」という文言を入れてあります。

飲食店の問題につきましては排気ダクトが民家へ向いている事例などもありまして、後から店舗が住宅街に進出する場合などは、あらかじめ匂いの分散を図るように指導をしております。実際に何をもって悪臭とするかは人の感覚で難しい問題ですが、行政指導や行政処分をおこなう時は、指導や処分をおこなう前に原因者の事情を聞き、国や県の状況を確認した上で対処したいと考えております。

#### 【委員】

悪臭というのは人体に影響があるのですか。

#### 【生活環境課】

人の感覚公害としての規制ができたのが悪臭防止法の根底にあります。健康への害や化学薬品については、労働環境の問題もございますが有害な物質というのは例えば毒物、劇物取締法などで規制がありますので使用だけでなく製造、廃棄も含めた規制が他法令にありますので健康への害というのはそちらでブロックできていると考えております。

#### 【委員】

基準を定めることは、プラスの面、マイナスの面があると思いますがここにきて基準を設定する必要がある事例などが発生したのでしょうか。

#### 【事務局】生活環境課長

昨年度残土条例の改正をいたしました、その中で再生土による埋め立てを禁止しましたが、再生土のみならず通常の残土によりルールにしたがって埋め立てをおこなったとしても元の土地の性質により、例えば今回のケースですと水分と有機質が多い場所で入れられた土が反応して硫化水素やアンモニアなどの発生が認められております。これまで市街化調整区域ですと現在の感覚的な基準しかありませんので事業者に対する指導をしていく上で数値的な目標値を示す必要があるというのが大きなところです。更に言えば、国が数値化を推

獎してから10数年経っていますが、追従する自治体が県内では少なかったので、今回改正ができれば佐倉市は54市町村の中で9番目の改正ということになります。色々なことが起こりうるという想定の中で市民生活を守っていく中で規制をしていく為には数値を明確にする必要があるということです。

**【議長】（会長）**

ある病院に検査入院したのですが、病室に「香水を健康環境の為に禁止します」とありました。個々の匂いに対して事業者は規制できるのですか。

**【事務局】生活環境課長**

我々の基準は公共空間での話になりますので、企業が職場内環境、労働安全衛生の観点でそういう規制をするということはできるのではないかと思います。我々の条例で職場内、敷地内のことまで立ち入ることはいたしませんので、我々としては事業所の敷地境界から最低このラインを守ってくださいという基準になります。

**【委員】**

配布資料（4）にある千葉市と鎌ヶ谷市の臭気指数規制を導入した時期はいつ頃ですか。

**【生活環境課】**

悪臭防止法で従来特定悪臭物質という22物質だけを規制していたものが順次臭気指数というものに改正をしていきまして、最終的に平成12年頃から今の臭気指数による規制が確立しています。これのPRをおこなう為に13,14年にガイドラインを国が発行しています。

段階的にやっていく中で千葉市は国が全都道府県に通知した時に政令指定都市でしたので千葉県より先だって確か平成7,8年頃に千葉市は導入いたしました。一番最後に導入したのが鎌ヶ谷市で3年前だったと思います。

鎌ヶ谷市に確認が取れた訳ではありませんが、他市では問題が生じた為に臭気指数規制を早急に導入しなければならなかつた、ということを担当レベルで聞いております。

**【委員】**

私は臭気指数規制を導入することに賛成なのですが、同じ表で市原市の工業専用地域は他市と違い物質濃度規制となっておりますが、これはどの様なものなのでしょうか。また佐倉市が選択しなかった理由は何でしょうか。

**【生活環境課】**

市原市においては人が居住できる地域においては臭気指数規制を導入しています。工業専用地域というのは原則として人の居住が認められない地域ですので、従来どおりの物質濃度規制を導入したと伺っております。

佐倉市の場合は匂い物質が40万種類もあり、工業専用地域の近隣に住居地域が存在することから臭気指数規制を導入したほうが好ましいと判断しました。

**【委員】**

先ほど課長から公共空間という説明がありましたがそれはどの様な場所のことをいうのでしょうか。

**【事務局】生活環境課長**

この基準は敷地境界、匂いが発生している場所の敷地境界においての基準設定をさせていただいております。自分の敷地から外に出たものということで公共空間という表現を使用させていただきました。条例上は測定場所を敷地境界と定めておりますので、敷地内ということはございません。

**【委員】**

条例上はどのような表現になっているのでしょうか。

**【事務局】生活環境課長**

事前配布資料2枚目右側改正後（案）別表第8をご覧ください。許容限度と記載のある欄の右隣りに敷地境界線における臭気指数と記載しております。

**【委員】**

千葉市が最初に臭気指数規制を導入したと説明がありましたが、千葉市の基準値を見ますと他市と基準値が異なる対象地域があります。これはどの様な理由なのでしょうか。

**【生活環境課】**

先ほど千葉市が平成7、8年頃導入したと説明いたしましたが、導入後に国の改正に合わせて改正をおこない現行の規制になったのは平成19年4月からとなります。また 鎌ヶ谷市については、平成24年10月から規制でした。失礼いたしました。

基準値のばらつきにつきましては、千葉県では従前から 22 物質だけでは悪臭対策は厳しいと判断しております、独自に悪臭防止対策について技術的助言ということで千葉県から市町村に通知がございました。その時は臭気指数という考え方ではなく、何倍に薄めれば良いかという臭気指数の前段となる考え方で、昭和の時代に千葉県の方で目安を作ってきました。県内で先行して導入している松戸、習志野、八千代については、千葉県の指導目標値を準拠して敷地境界の臭気指数 12、13、14 という基準値を定めたと伺っております。

千葉市につきましては、既存の商業地域にも配慮し基準値を設定したと認識しております。市街化調整区域につきましては、全ての区域で規制をしておりますので、千葉市の実情に合わせて市独自で決めたと認識しておりますが、細かい事情までは把握しておりません。

### 【委員】

臭気指数を用いることが従来の物質濃度規制と臭気指数規制ですね。漏れはないのでしょうか。あるいは、大気の規制で物質規制がおこなわれるから今度は臭気指数であると、こういう考え方でよろしいのか。臭気指数にして漏れが出てこないのですか。

### 【生活環境課】

悪臭防止法の関係になると思いますが、これまで国の方で一部改正しつつ、最終的には平成 12 年頃に今の体制が法律の方でできました。その間、長い期間実証試験を全国でかなりの事例を用いて、例えば養鶏場で出る匂い、化学薬品を使う匂い、サービス業で出る匂いなど全国で実証を踏まえ、既存の規制と臭気指数規制との相関を調べた上で、このガイドラインを定めました。臭気指数 12、13、14 という数値は国のガイドラインと県内市の状況を基に考えておりまして、臭気指数規制への切り替えにより、現在の規制から漏れがあつたり基準が緩くなる、といった弊害が他の自治体で出たというのは聞いておりません。

### 【委員】

22 物質に対する規制がおこなわれてきた訳ですよね。それを希釈して判断することですね。臭気指数規制というのは物質の規制と対等な形となるのか、この当たりはどの様な検証がおこなわれたのでしょうか。

### 【事務局】生活環境課長

我々は技術的な知見がないものですから、我々の方では検証はできておりませんが、国等の資料や問い合わせをおこなった中で、これは次の議題になってしまいますが、アンモニアが1PPMの濃度規制をしておりますが、これを仮に臭気指数規制に変えた時に今まで1PPMを超えていれば12や13の中へ入ってくるということで伺っておりますのでこれまで超過していたものが新しくなることによって漏れるとは想定しておりません。また、国の説明ではこれまでは物質規制であった為に22物質の中で例えばアンモニアが0.9PPMだと規制ができないメチルメルカプタンが0.001PPMだと規制ができない、でも複合して存在した場合には匂いが増幅しているということで、今回臭気指数規制に変えることで複合した匂いにも対応できることになりますので、むしろ幅を広げることができると國から説明を受けております。

【議長】（会長）

既に規制基準の改正についての話に入っておりますので議事（2）の「悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定」に定める規制基準の改正について審議いたします。

では、事務局から「規制基準の改正」の説明をお願いします。

（2）「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」に定める規制基準の改正について

【生活環境課】

議事2について説明いたします。

先ほど、「悪臭防止法」の概要を説明いたしましたが、佐倉市では住居地域や商業地域、工業地域など、都市計画法で定める市街化区域全域にある、全ての工場・事業場を対象に規制を行っております。

法律に基づく悪臭の規制基準は、現在、佐倉市の告示でございます「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」で設定及び告示しております。

内容につきましては、事前にお配りいたしましたA3横長の資料の2枚目左側「改正前」と、本日お配りした「悪臭防止法に定める臭気指数制度導入のすすめ」の3ページ目の上のコラム・1のイラストと合わせてご覧ください。

まずA3横長の改正前の（1）にございます悪臭防止法第4条第1項第1号に規定する規制基準とは、緑色の部分にございます「敷地境界線上の規制基準」のことです。

同じく、A3横長の（2）法第4条第1項第2号に規定する規制基準とは、煙突などの「気体排出口の規制基準」のことです。

同じく、（3）法第4条第1項第3号に規定する規制基準とは、「排出水の規制基準」のことです。

これらは法令に定める22種類の特定悪臭物質による排出濃度で規制を行っています。

佐倉市における悪臭防止法に基づく規制の課題でございますが、「悪臭防止法に定める臭気指数制度導入のすすめ」の3ページ目中段にございます「悪臭規制の切り札は臭気指数制度です」とする箇所をご覧ください。3行目以降にございますとおり、現在22物質が特定悪臭物質として指定されておりますが、基準値以下の物質や未規制の物質が複数存在する場合、更には現在では好むと好まざるとにかかわらず40万種類あるとされます多種多様な「におい」への対応が課題となっております。

また事業者に対して悪臭規制を行うに際し、市環境保全条例に定める規制基準と整合を図る必要があります。

課題の解決でございますが、先ほど議題1でも申し上げましたとおり、平成13年、14年にそれぞれ国が制定した「ガイドライン」「ガイドブック」、お配りしております資料のとおり、国では各自治体に対し、悪臭規制については臭気指数による規制へ切り替え・導入するよう促進しております。

このため、現在の佐倉市告示にあります「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」に定める規制基準については、議題1と同様に、住民の感覚と合致するとされる、人の嗅覚を用いた「臭気指数」による規制とし、その基準値につきましては、議題1と同様、かつて千葉県が検討し、また現在県内で先行して臭気指数規制を導入している県内8市の基準値を参考に改正することにより、市環境保全条例と整合を図りたく、今回、改正の諮問を行った次第でございます。

なお、改正に関する事務手続きでございますが、こちらも議題1と同様に、審議会からの答申をいただいたのちにパブリックコメントを経て、平成31年4月1日からの施行を考えております。

以上議題2について、まとめますと

現在、佐倉市における悪臭防止法の規制は22種類の特定悪臭物質による排出濃度規制、を議題1と同様に、平成13年・14年に国が制定したガイドライン・ガイドブックに基づき、人の嗅覚を用いた「臭気指数」による規制とし、その基準値は県内で既に先行して導入している8市の値を参考とし、

議題1でもご審議いただいた市環境保全条例と整合が図られるよう改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

以上でございます。

**【議長】会長**

ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問等がございましたら挙手してお願ひいたします。

**【委員】**

22物質については大気汚染防止法などでカバーされているという考え方でよろしいのでしょうか。

**【生活環境課】**

大気汚染防止法につきましては、煙突などの排気物質と聞いております。物質濃度は当然排出濃度規制がありますし、総量規制もございますのでカバーされております。

**【委員】**

個々の事業所なり家庭から出てくる匂いですね。それぞれが基準を満たすと。ところが水で言うならば下流で先ほど課長さんがおっしゃったと思うが、混ざった結果化学反応などで匂いが発生してしまう。このようなことに対してはどのような考え方なのでしょうか。

**【生活環境課】**

悪臭防止法では事業者だけでなく水路管理者の責任というのもございまして、例えば道路側溝に泥が溜まり悪臭が発生しているということであれば道路管理者が定期的に清掃をおこなう、若しくは地元自治会の協力を得て清掃をおこなうという、水路管理者としての責任もございますが、罰則はございません。しかし責務として規定しておりますので水路管理者とは連携して水に対しての悪臭に対応することになります。

**【委員】**

大気についてはどうですか。

**【事務局】生活環境課長**

ご懸念としては、原因が複数あってそれが混ざったことによって起こったも

のはどうするのかというご質問かと思いますが、再生土の例で言わせていただきますと、元の土地が休耕田であったことから有機物が腐敗したような匂いが元々あったところに、再生土に混ざっている匂いが発生する物質が混ざって悪臭が発生したという事案でしたが、事案ごとに原因を追究して必要な処置を取らざるを得ないと思っておりますので、原因者に対し対策を求めていくということになろうかと思います。自然界で起こることですので中々難しい面もございますので、まずは土地所有者に話をさせていただくのが筋道かと理解しております。

【委員】

その時に発生源が臭気基準を満たしているが混ざった結果基準をオーバーして問題を起こしているということが今後起こる可能性があると思うので今後の課題として検討いただければと思います。

【事務局】生活環境課長

ご意見としていただいて、全面解決できるようなサブマニュアル的なものを検討したいと思います。

【委員】

ゴミの不法投棄による悪臭の発生は対象となるのでしょうか。

【生活環境課】

公害の定義ですが、環境基本法や環境基本条例にありますが、人の事業活動に伴い生じた大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音振動などとなります。その大前提として、発生行為を行政が認める形となります。不法投棄というのは、そもそもあってはいけないことで、消臭剤や脱臭機を付ければ良いとは考えておりません。

佐倉市の場合だと、不法投棄につきましては廃棄物対策課で対応をしており、また産業廃棄物であれば千葉県と連携して対応しております。そもそもその行為自体が適切な状況なのかを含めて関係機関と連携して悪臭対策をやっていかなければいけないと考えております。

(3) 答申について

【議長】会長

その他ご意見ございますでしょうか。意見がないようですので、これから、

議事（3）の答申について審議に入りたいと思います。

この答申については、私、会長としては、今回の2つの事案は、環境省による平成13年の「臭気指数規制ガイドライン」と平成14年の「臭気対策行政ガイドブック」、並びに県や既に導入している県内他市の状況に基づいて見直しおよび改正したものであり、これらの諮問については、あくまでも、一つの選択肢としてありますが、修正なしで事務局案を認め答申してよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

もし、他に、何かご意見・ご質問等がございましたら、挙手してお願ひいたします。

【委員】

事前配布資料3枚目右側表（1）（3）の違いは何でしょうか。

【生活環境課】

（1）が敷地境界線における臭気指数。（3）というのが排出水の臭気指数となります。

【委員】

配布資料には（3）にも敷地境界線における臭気指数と記載されておりますがそれでよいのでしょうか。

【生活環境課】

申し訳ございません。正しくは排出水の臭気指数となります。お詫びして訂正致します。

【議長】会長

その他意見ございませんでしょうか。意見等がないようですので、修正なしで答申させていただきます。事務局は答申書の準備をお願いします。

【事務局】（生活環境課長）

それでは、これより答申書の準備をさせていただきます。会長には、答申書を確認していただき、会長印の押印をお願いいたします。委員の皆様は、大変申し訳ございませんが、そのままお待ちいただきますようお願いいたします。

【議長】会長

それでは、その間 休憩といたします。  
あちらの時計で 11 時 20 分に再開いたします。

【議長】会長

議事を再開します。

答申書の準備が整ったようですので、事務局は委員の皆様に答申書の写しを配布してください。

【事務局】（生活環境課長）

それでは、これより本橋会長から答申を頂戴したいと思います。

なお、市長は別の公務のため、環境部長が市長代理として答申書を受け取らせて頂きますことをご承知お願致します。

【事務局】（生活環境課長）

それでは、本橋会長、よろしくお願ひいたします。

【議長】会長

答申書読み上げ。

【事務局】（生活環境課長）

有り難うございました。本橋会長、部長、お席にお戻り下さい。

それでは、ここで、環境部長より、お礼のご挨拶を申し上げます。部長、宜しくお願ひします。

【環境部長】

本日はお忙しいところご審議、答申をいただきましてありがとうございます。市長の代理で受け取らさせていただきましたので早速市長へ報告したいと思います。この後冒頭でもご説明させていただいたとおりパブリックコメント、また重要な案件でございますので議会へも報告をし、ご意見を頂戴するという手続きがございます。本日戴いたご意見、ご質問は今後市民の方に説明する際にしっかりと説明をしてご理解をいただきたいと思います。

今回ご審議いただいた件はこれで進めさせていただきますが、来年度は環境基本計画の策定がございますので、引き続きお忙しい中恐縮ですがご協力

をいただきましてご指導いただけますようお願い致します。本日はありがとうございました。

【事務局】（生活環境課長） ありがとうございました。

以上をもちまして、議事（3）の答申を終了させていただきます。  
では、引き続き、本橋会長には議事進行をよろしくお願ひいたします。

#### （4）その他

【議長】会長 議事を進行します。議事（4）その他についてですが、事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局】（生活環境課長） それでは事務局から2点、ご報告いたします。

初めに、次回審議会の開催でございますが、来年2月若しくは3月に開催いたしたいと存じます。議題でございますが、前回の審議会でも報告いたしましたが、本年度末で計画年度を迎えます佐倉市環境基本計画についてでございます。

次に、次期佐倉市環境基本計画の進捗状況についてでございます。

今年度から来年度にかけまして2か年で策定を進めているところでございます。近年環境行政が複雑化しておりますと具体的に申しますと地球温暖化の問題ですか、生物多様性の問題ですかこれまで市町村では想定してこなかつたような課題にもこの基本計画の中では盛り込む必要があるのではないかということがありますので、私共独自の策定ではなく専門機関いわゆる業者の方に策定支援の委託をさせていただいたところでございます。今年度から来年度にかけまして同じ業者が私共にご協力、ご支援いただきまして私共と作成していく状況にございます。

現在の進捗状況ですが秋ごろから市内で活動されている市民団体の方と個別にピアリングをさせていただいております。具体的に言いますと谷津田の中でワークショップの活動をしている団体ですとか、里山保全をされている団体がございますのでそういう団体の代表者と今抱えている課題ですとか今後の見通しといったものについてコミュニケーションを取らせていただいて佐倉市の現況を把握している状況です。並行いたしまして市民の意識調査を11月に実施しまして、今その集計をしているところでございます。年内には大方佐倉市の環境現況について把握、調査、整理が終了する予定である

と考えております。年が明けた頃から判明した環境現況を踏まえまして今後佐倉市の4年、8年になるかと思いますが計画の施策背景を含めた骨子の様なものを2月、3月位までには市の考えとしてまとめたいと考えておりますのでこの内容を2月、3月に予定しております審議会でご報告させていただいて皆様方から様々な視点での忌憚のないご意見を頂戴して策定に反映させていきたいと考えておりますので宜しくお願ひ致します。

事務局からは以上でございます。

**【議長】（会長）**

ただいま事務局から事務連絡・報告がございましたが、何かご不明な点などがございましたら挙手してお願いします。

**【委員】**

12月1日に施行されました気候変動適応法にも配慮して策定に当たっていただければと思います。

**【事務局】生活環境課長**

ご指摘いただきました法律が施行されたことを承知しておりますので、環境基本計画の中にどれだけ盛り込めるかという問題はございますが、温暖化による影響というのは環境問題だけではなく様々な国民生活一つ一つに関わってくる問題ですので、佐倉市といたしましては私達環境部だけではなく企画政策課など政策立案部門と連携し、一体的に進めていかなければならない施策であると思っております。今ご提案いただきましたように当然環境基本計画の中に主旨的なものを入れさせていただきて作成をしていきたいと考えてございますので、参考にさせていただきたいと思います。

**【議長】（会長）**

今後今期の委員に諮問する事案はありますか。

**【事務局】生活環境課長**

現在想定しておりますのは、環境基本計画（案）の最終版を来年度諮問させていただく予定です。

**【委員】**

再生土の問題の時にもお話ししましたが、問題が起きてから対応しているのが現状で鎌ヶ谷市が平成24年に導入し、それから6年位経っていますね。

そうしますともっと早めにこういうことを想定し他市町村の動向を把握し淡々と事務を進めていくことで先ほど市長がおっしゃっていたような選ばれる市になると思いますので、お忙しいと思いますが環境基本計画を練る段階で関連の条例を含めて検討いただければと思いますので宜しくお願ひ致します。

【事務局】生活環境課長

承知いたしました。

【議長】(会長)

その他ございますでしょうか。

何もないようですので、以上をもちまして、本日の審議は、これですべて終了いたします。

委員の皆様には、議事の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、マイクを事務局にお返しします。

## ・ 5 閉会

【事務局】(生活環境課長)

本橋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第2回佐倉市環境審議会を終了いたします。  
ありがとうございました。